

(特定取得告示別表)

- 一 次に掲げる物の大分類E—製造業
 - イ 武器又は武器の使用を支援するための活動（輸送、通信、補給、救援又は搜索を含む。）若しくは武力攻撃に対する防御のために特に設計した物
 - ロ 航空機（無人航空機（人が乗ることのできない航空機であって、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。）を含む。）
 - ハ 人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しよう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料
- 二 原子炉、原子力用タービン、原子力用発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質
 - ホ イからニまでに掲げる物の附属品、イからニまでに掲げる物若しくはその附属品の部分品、これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置
- 三 前号イからホまでに掲げる物の小分類九〇一—機械修理業（電気機械器具を除く）及び小分類九〇二—電気機械器具修理業
- 四 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一—ソフトウェア業
- 五 細分類〇五一九—その他の金属鉱業（核原料物質に係るものに限る。）
- 六 小分類三三一—電気業（原子力発電所を所有するものに限る。）
- 七 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一から五までの項の中欄に掲げる貨物の大分類E—製造業
- 八 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからヘまでに掲げる業種
 - イ 大分類E—製造業
 - ロ 小分類三九一—ソフトウェア業
 - ハ 小分類七一一—自然科学研究所
 - ニ 小分類七四三—機械設計業
 - ホ 小分類七四四—商品・非破壊検査業
 - ヘ 小分類七四九—その他の技術サービス業
- 九 細分類二八一四—集積回路製造業、細分類二八三一—半導体メモリメディ

ア製造業、細分類二八三二一光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、細分類二八四二一電子回路実装基板製造業、細分類三〇一一一有線通信機械器具製造業、細分類三〇一二一スマートフォン・携帯電話機・P H S 電話機製造業、細分類三〇一三一無線通信機械器具製造業、細分類三〇三一一電子計算機製造業（パソコン用コンピュータを除く）、細分類三〇三二一パソコン用コンピュータ製造業、細分類三〇三三一外部記憶装置製造業、細分類三七一一一地域電気通信業（有線放送電話業を除く）、細分類三七一二一長距離電気通信業、細分類三七一三一有線放送電話業、細分類三七一九一その他の固定電気通信業及び細分類三七二一一移動電気通信業

九 細分類三九一一一受託開発ソフトウェア業、細分類三九一二一組込みソフトウェア業、細分類三九一三一パッケージソフトウェア業、細分類三九二一一情報処理サービス業及び細分類四〇一三一インターネット利用サポート業（ただし、対内直接投資等に関する命令第四条の三第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第五号）に掲げる業種に該当する受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業以外にあつては、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この号において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この号において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むものために実施する受託開発ソフトウェア業、組込みソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報処理サービス業又はインターネット利用サポート業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この号において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの、他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するもの及び他のものから委託を受けてインターネット利用サポート業を提供するものを除く。）を除く。）

十 金属鉱物（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務

及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。）又は金属鉱産物（同条第二項に規定するものをいう。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

- イ 細分類〇五一九一その他の金属鉱業、細分類二三一九一その他の非鉄金属第一次製鍊・精製業及び細分類二三二九一その他の非鉄金属第二次製鍊・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）
- ロ イに掲げる事業のために使用する目的の物の大分類E一製造業
- ハ ロに掲げる物の小分類九〇一一機械修理業（電気機械器具を除く）及び小分類九〇二一電気機械器具修理業
- ニ ロに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一一ソフトウェア業
- ホ 細分類七四五九一その他の計量証明業

十一 次に掲げる建設工事（発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。）から直接請け負ったものに限る。）を行う大分類D一建設業又は当該工事のための調査、測量若しくは設計（発注者（調査、測量又は設計（他の者から請け負ったもの又は委託されたものを除く。）の注文者をいう。）から直接請け負ったもの又は委託されたものに限る。）を行う小分類七四二一土木建築サービス業（土木に係るものに限る。）

- イ 海岸法第三十七条の二第一項の海岸を指定する政令（平成十一年政令第百九十三号）に規定する海岸に係る海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理に係る建設工事
- ロ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設の建設工事

十二 次に掲げる物の大分類E一製造業

- イ 武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石の製造に使用するために特に設計した素材
- ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプローバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七一一半導体製造装置製造業、小分類二七三一計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化

- 学機械器具製造業及び小分類二九七一電気計測器製造業を含む。) 若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等
- ハ 車載用 (駆動用動力源としての用途に限る。) 又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置
- ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、S A W (弹性表面波) フィルタ、B A W (バルク弹性波) フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置
- ホ データの送受信機能を有するものであって、複写、印刷、ファクシミリ送信又はスキャンのうち二以上の機能を有する機械器具 (スマートフォン、携帯電話機又はP H S 電話機を除く。)
- ヘ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号) 第二条第一項に規定する医薬品 (同法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであって、日本標準商品分類 (平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申) の分類番号八七 六の病原生物に対する医薬品のうちアンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム、ピペラシリンナトリウム・タゾバクタムナトリウム、セファゾリンナトリウム又はセフメタゾールナトリウムを有効成分とするものに限る。) 及び当該医薬品に係る医薬品中間物
- 十三 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E一製造業
- イ ディーゼルエンジン (連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。) 及びその部分品 (ディーゼルエンジン (二サイクルのものに限る。) に用いられるクランクシャフトに限る。)
- ロ 航行の安全の確保の用に供される航海用具 (音響測深機に限る。)
- ハ 主たる推進力を生み出すプロペラ (直径が千六百ミリメートルを超えるものに限る。)
- 十四 細分類〇五三一一原油鉱業
- 十五 細分類〇五三二一天然ガス鉱業
- 十六 細分類一六二三一圧縮ガス・液化ガス製造業 (半導体製造用のヘリウム又は希ガスの製造業に限る。)
- 十七 細分類一六二九一その他の無機化学工業製品製造業 (半導体製造用のりん化合物又はふっ化水素酸の製造業に限る。)
- 十八 細分類一七一一石油精製業
- 十九 細分類二一一七一ガラス繊維・同製品製造業 (石英系光ファイバ素線の

製造業に限る。)

- 二十 細分類二一二三一コンクリート製品製造業(数値制御を行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供される鋳物の代替素材(ミネラルキャストに限る。)の製造業に限る。)
- 二十一 細分類二二九九一他に分類されない鉄鋼業(金属の積層造形用の装置に用いる材料として特に設計した粉末状の金属及び金属合金の製造業に限る。)
- 二十二 細分類二三四二一光ファイバケーブル製造業(通信複合ケーブルを含む)(石英系光ファイバケーブルの製造業に限る。)
- 二十三 細分類二三九九一他に分類されない非鉄金属製造業(金属の積層造形用の装置に用いる材料として特に設計した粉末状の金属及び金属合金の製造業に限る。)
- 二十四 細分類二五三一一動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)(数値制御を行うことができる金属工作機械又は主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボット(以下「NC金属工作機械等」という。)の製造又は補修の用に供される減速機の製造業に限る。)
- 二十五 細分類二六六一一金属工作機械製造業(数値制御を行うことができる金属工作機械の製造業に限る。)
- 二十六 細分類二六六三一金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具、金型を除く)(数値制御を行うことができる金属工作機械等の製造又は補修の用に供されるボールねじ、リニアガイド又はリニアスケールの製造業に限る。)
- 二十七 細分類二六九四一ロボット製造業(主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボットの製造業に限る。)
- 二十八 細分類二六九九一他に分類されない生産用機械・同部分品製造業(金属の積層造形用の装置の製造業に限る。)
- 二十九 細分類二八一三一半導体素子製造業(光電変換素子を除く)
- 三十 細分類二八二一一抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業(積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ又は積層チップインダクターの製造業に限る。)
- 三十一 細分類二八四一一電子回路基板製造業
- 三十二 細分類二八九九一その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業(SAW(弹性表面波)フィルタ、BAW(バルク弹性波)フィルタ、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造業に限る。)
- 三十三 細分類二九一一一発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業(NC金属工作機械等の製造又は補修の用に供されるサーボ機構の製造業に限

る。)

三十四 細分類二九一四一配電盤・電力制御装置製造業（N C 金属工作機械等の製造又は補修の用に供される数値制御装置又はプログラマブルロジックコントローラの製造業に限る。）

三十五 細分類二九五一一蓄電池製造業（車載用（駆動用動力源としての用途に限る。）又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造業に限る。）

三十六 細分類二九九九一その他の電気機械器具製造業（武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石の製造業に限る。）

三十七 細分類四七一一一倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）（石油備蓄業に係るものに限る。）

三十八 細分類四七二一一冷蔵倉庫業（石油備蓄業に係るものに限る。）

三十九 細分類五三三一一石油卸売業（天然ガスの卸売業に限る。）

四十 細分類五五九二一肥料・飼料卸売業であってイ又はロに掲げる肥料の輸入業（イ又はロに掲げる物の年間輸入量が千トン以上のものに限る。）

イ 塩化カリウム（純粹であるかないかを問わないものとし、肥料の用途に係るものに限る。）

ロ オルトリん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）及びオルトリん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）（純粹であるかないかを問わない。）並びにこれらの混合物（肥料の用途に係るものに限る。）

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。